

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の改正概要

改正のポイント (第1部 保健所)

【第1 地域精神保健福祉における保健所の役割】

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念を踏まえた相談支援体制の構築と、市町村に対する専門性や広域性が必要な事項への支援を積極的に実施することを追記。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」に、検討チーム報告書で示された、「組織的、戦略的、計画的な人材配置」が必要であることを追記。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

- 「市町村に対する支援」を冒頭に示すことで、保健所の役割として、特に、今後期待される業務として位置づけた。
- 「相談支援」では、聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすることを追記。
- また、実際に保健所に対応している内容に基づき記載を充実させるとともに、検討チーム等においても重要と指摘されたアウトリーチの実施も促す内容とした。
- 「人材育成」では、精神保健福祉相談員の講習会改正カリキュラムに基づき開催される講習会の活用を促す内容を検討チームでの議論を踏まえ、追記。
- 「精神保健福祉に関する普及啓発」では、将来的に100万人養成を目指すためには、R6以降からは自治体中心に取り組んでいただくことをお願いする観点から、「心のサポーター養成」を具体的な普及啓発ツールとして追記。
- 「入院等関係」では、法改正に基づき、内容を更新。

改正のポイント (第2部 市町村)

【第1 地域精神保健福祉における市町村の役割】

○ 法改正に伴う、一層の市町村の精神保健福祉施策の推進について追記。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」では、検討チーム報告書で示された、「専門職の計画的な育成と配置、技術の継承を念頭に置いた更新の育成等を意識すること」「専門職としての業務遂行能力の向上を図るため、キャリアラダー等を元に能力を獲得していくための人材育成計画を策定すること」を追記。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

- 「相談支援」では、検討チーム報告書に示された市町村内の横断的連携体制の類型を活用した相談支援体制整備の必要性を追記。
- 法改正により、相談支援の対象が拡大されることや、市町村の母子保健、介護等の各分野に「精神保健に課題を抱える者」が存在していることから、各部局との連携体制をあらかじめ整備する必要性を追記。
- また、聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすることを追記。
- さらに、その方法としてアウトリーチについて追記し、単独実施が困難な場合であっても保健所や精神保健福祉センターと連携し、潜在的に精神保健上のニーズを抱える者への支援も推進する内容を追記。
- 「医療保護入院に係る市町村長同意及び同意後の業務」では、市町村長同意後に市町村が行う本人との面会時に、令和6年4月から開始される入院者訪問支援事業の紹介や都道府県と連携を行うことを追記。
- 「当事者団体等の育成及び活用」では、検討チーム等で重要とされたピアサポーター等の活用を促す内容の記載を追加。